

香港日本人学校香港校小学部PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は香港日本人学校香港校小学部PTAと称し、事務所を同校内に置きます。

第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親和と協力によって、学校、家庭、地域における児童の安全で
すこやかな成長を願って学校教育の振興に寄与することを目的とします。

第3章 活動方針

第3条 本会は特定の政治団体及び宗教にかかわることのない任意団体として活動します。

第4章 会員

第4条 本会は次の会員をもって構成します。

1. 香港日本人学校香港校小学部に在籍する児童の保護者。
2. 香港日本人学校香港校小学部校長、教頭、及び教諭。
3. 香港日本人学校事務長。

第5章 総会

第5条

1. 定期総会は毎年5月に会長が招集し開催します。
2. 臨時総会は役員会が必要と認める場合、または全会員の5分の1以上の要求がある場合に会長が招集し開催します。
3. 総会の定足数は、委任状を提出した会員も含め、全会員の3分の1とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
4. 定期総会、臨時総会ともに書面にて開催する場合は、表決書の提出数を出席者数とみなし、総会の定足数、議決は前項に準じます。

第6条 定期総会では次のことを行います。

1. 会務の報告
2. 前年度決算の報告と承認
3. 新任教員の紹介
4. 新役員の紹介
5. 新年度の予算案の審議と承認
6. その他の事項についての審議と承認

第6章 卒業対策委員

第7条 1. 卒業対策委員及び優先順位をつけたその補欠は、役員会の定める方法にて定期総会前に会員のなかから各クラス毎に選出されます。
2. 卒業対策委員及びその補欠の人数は役員会にて定めます。
3. 卒業対策委員の任期は就任の日より卒業式終了までとします。
4. ある理由により卒業対策委員がその任期を終了出来ない場合は、その補欠が優先順位に従いその後任に就任します。但し、残りの任期が6ヶ月間に満たない場合は役員会でその対応を協議します。

第8条 卒業対策委員の主な任務を次のとおりとします。

1. 卒業対策委員会の構成員となります。
2. 児童の卒業に向けて活動を行います。
3. 卒業準備について保護者間の連絡及び調整にあたります。
4. 卒業準備について学校と保護者との連絡及び調整にあたります。
5. 役員会で活動報告を行います。

第7章 卒業対策委員会

第9条 1. 卒業対策委員会は卒業対策委員で構成します。
2. 卒業対策委員会は必要に応じ随時開催します。

第10条 卒業対策委員会では次のことを行います。

1. 本会の活動計画及びその内容について協議します。

第8章 役員

第11条 1. 役員の役職、人数、任務、選出方法、及び欠員が出た場合の対応は、別に定める「役員会内規」のとおりとします。
2. 役員の任期は定期総会から翌年度の定期総会までとし、再任は差し支えありません。

第9章 役員会

- 第12条
1. 役員会は会計監査を除く役員をもって構成します。
 2. 役員会の成立は役員の半数以上の出席を必要とします。
 3. 役員会は会長が招集します。
 4. 役員会は必要に応じ随時開催します。
 5. 校長は必要に応じ役員会に出席します。

第13条 役員会では次のことを行います。

1. 総会議案書を作成します。
2. 会員への連絡文書を作成します。
3. 卒業対策委員の報告を受け、必要に応じ学校と卒業対策委員との連絡及び調整にあたります。
4. 役員により企画された行事等の審議を行います。
5. 必要に応じバス利用者会役員会と合同で会合を開催します。
6. 役員及び卒業対策委員の選出方法にかかわる審議を行います。
7. 必要に応じ「役員会内規」の見直し及び改定を行います。「役員会内規」の改定は役員会の議決によって行い総会の承認は必要としません。
8. その他の会務にかかわる事項の審議を行います。

第10章 その他の組織

第14条 その他の組織、その構成員、及びその活動内容は、役員会にて協議の上決定します。

第11章 会 計

第15条 本会の会計期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

第12章 会 費

- 第16条
1. 会費は総会で承認の上決定されます。
 2. 保護者は児童1名につき年3回に分割し会費を納めます。
 3. 当校に在籍する児童を有しない校長、教頭、及び教諭は、各1名につき年1回、定期総会の後に会費を納めます。
 4. 納められた会費の払い戻しは原則として行いません。

第13章 改 定

第17条 本会則は総会において出席者の過半数の賛成により改定することができます。

付 則

本会則は平成15年7月3日より実施します。

平成22年5月18日より第7条の第2項を変更致します。

平成24年5月23日より第4条の第3項及び第15条を改定し、施行します。

平成24年2月23日より第7条及び第8条を改定し、施行します。

平成28年5月19日より第4条の第3項を改定し、施行します。

平成29年5月18日より第7条の第1項及び第2項及び第4項の語彙の修正。

平成30年5月15日より、学校呼称変更に伴い会則名を改定するとともに、第1条及び第4条を改定し、施行します。

令和4年5月20日より、第5条の第4項を追加し、第7条、第8条、第9条、第10条並びに第13条の第3項、第4項及び第6項を改定し、施行します。